

# 教育に関する心理学

竹崎 登喜江

# 本日の講義内容①

## I. 教育分野に関する法律、制度

### ⑳-3

- (日本国憲法)、教育基本法、学校教育法
- 学校保健安全法
- 教育相談所、教育支援センター
- 特別支援教育、通級

## II. 教育に関する心理学⑱

### (1) 教育現場において生じる問題とその対応

- 内発的及び外発的動機づけ
- 自己効力感
- 原因帰属
- 適性処遇交互作用
- セルフモニタリング
- 学習性無力感
- 不登校・学級崩壊・いじめ・非行
- (いじめ防止対策推進法)

# 本日の講義内容②

## (2) 学校現場における心理社会的 課題と必要な支援

- 学業不振
- スクールカウンセリング
- 教育関係者へのコンサルテーション、  
アセスメント
- チーム学校
- 学生相談

## Ⅲ. 関連する予想問題

# I. 教育に関する基本的な法律とその意義

## 1. 日本国憲法

**第26条** すべて国民は、**法律**の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける**権利**を有する。

**2** すべて国民は、**法律**の定めるところにより、その保護する**子女**に普通教育を受けさせる**義務**を負う。義務教育は、これを**無償**とする。

※第26条は教育を受ける権利について定めた重要な条文である。

※ここでいう法律とは、教育基本法や学校教育法などである。

※無償とは、国公立の義務教育における授業料の不徴収という意味である。

## 2. 教育基本法 前文

教育基本法は、日本国憲法の精神を受けて、1947年(昭和22年)制定、2006年(平成18年)改正された。

### 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた**民主的で文化的な国家**を更に発展させるとともに、**世界の平和と人類の福祉の向上**に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、**個人の尊厳**を重んじ、**真理と正義**を希求し、**公共の精神**を尊び、**豊かな人間性と創造性**を備えた人間の育成を期するとともに、**伝統を継承し、新しい文化の創造**を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、**日本国憲法の精神**にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

# 3. 教育基本法

## 教育の目的・目標

### 教育の目的

**第1条** 教育は、**人格の完成**を目指し、**平和で民主的な国家**及び**社会の形成者**として**必要な資質を備えた心身ともに健康な国民**の育成を期して行われなければならない。

### 教育の目標

**第2条** 教育は、その目的を実現するため、**学問の自由を尊重**しつつ、次に掲げる**目標を達成**するために行われるものとする。

※教育の目標として、幅広い知識や教養を身に付けること、真理を求める態度、豊かな情操、道徳心の育成、健やかな身体を養うこと、勤労を重んじる態度、正義と責任、男女平等などの社会の形成に参画、伝統と文化を重んじる態度を養うことなどが述べられている。

# 4. 教育基本法

## 教育の機会均等

### 教育の機会均等

**第4条** すべて国民は、ひとしく、**その能力に応じた教育を受ける機会**を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、**障害のある者が、その障害に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援**を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、**経済的理由によって修学が困難な者**に対して、**奨学の措置**を講じなければならない。

# 5. 学校教育法

## 学校教育の制度・保護者の義務

**学校教育法**は、日本国憲法および教育基本法の理念を受けて、学校教育の制度の内容と基準について具体的に示しており、1947年に制定、2006年の新教育基本法の理念と規定を受け、2007年に改正。第37条の改正により、学校に**副校長**、**主幹教諭**、**指導教諭**の職を置くことができるようになった。

### 学校の定義

**第1条** この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、**中等教育学校**、**特別支援学校**、大学及び高等専門学校とする。

**第16条** 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に**9年の普通教育を受けさせる義務**を負う。



## 6. 学校教育法 特別支援**学校**の設置

**第80条** **都道府県**は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のもので就学させるに必要な**特別支援学校**を設置しなければならない。

**第81条** 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育**を行うものとする。

# 7. 学校教育法

## 特別支援学級の設置

### 第81条

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**をおくことができる。

1 知的障害者      2 肢体不自由者      3 身体虚弱者

4 弱視者            5 難聴者

6 **その他障害**がある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、**特別支援学級**を設け、又は教員を**派遣**して、教育を行うことができる。

※ 平成27年5月現在、特別支援学級には、小・中学校に障害の種別ごとに少人数の学級(8人を上限)があり、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、**自閉症**、**情緒障害**の学級がある。

# 8. 学校保健安全法

「学校保健法等の一部を改正する法律」によって、平成21年4月1日、「学校保健法」  
「学校保健安全法」に改題され、学校における安全管理に関する条項が加えられた。

## 第1条(目的)

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、  
学校における保健管理に関して必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動  
が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、  
学校における安全管理に関して必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施と  
その成果の確保に資することを目的とする。

# 9. 学校保健安全法

## 健康相談に関する条文

**第7条** 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、**保健室**を設けるものとする。

**第8条** 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、**健康相談**を行うものとする。

**第9条** 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の**日常的な観察**により、児童生徒等の心身の状況を把握し、**健康上の問題があると認めるとき**は、遅滞なく、当該児童生徒等に対して**必要な指導**を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して**必要な助言**を行うものとする。

# 10. 学校保健安全法

## 地域の医療機関等との連携

**第10条** 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する**地域の医療機関その他の関係機関との連携**を図るよう努めるものとする。

# 11. 教育相談所・教育支援センター

## 1. 教育相談所・教育相談室・教育相談センター

主として**教育相談を行う機関**のことで、教育委員会や地方教育事務所の建物の中に設置されている相談室や相談コーナーを含む。

(例) 東京都教育相談センター 幼児から高校生相当年齢まで、子どもの性格、行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰などに関する相談を、子どもたちや保護者、学校の先生から受けている。

## 2. 教育支援センター(適応指導教室)

教育支援センターでは、**不登校児童生徒**の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、**不登校児童復帰**を支援し、もって不登校児童生徒の**社会的自立に資**することを基本としている。**教育委員会**はこれを整備し、適切な支援を行わなければならない。

資料：文部科学省(適応指導教室)整備指針(試案)

# 12. 特別支援教育

特別支援学校在籍数・特別支援学級の学級数

## 特別支援学校在籍数

幼稚園部	1476人
小学部	39896人
中学部	31043人
高等部	67406人

※ 障害のため通学して教育を受けることが困難な子どもには「訪問教育」が行われている。

## 特別支援学級

小・中 在籍学級総数

知的障害	25432学級
肢体不自由	2846学級
病弱・虚弱	1792学級
弱視	440学級
難聴	996学級
言語障害	589学級
自閉症・情緒障害	22491学級



# 13. 特別支援教育

## 通級による指導

### 通級による指導

小・中学校の**通常の学級に在籍**し、**比較的軽度**の言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難の改善、克服に必要な特別の指導の場で行う教育形態(通級指導教室)であり、平成5年度より行われている。平成27年度は9万270人が通級による指導を受けている。

※特別支援教育を法令上に明記し、障害のある子どもの教育を一層充実するため、**学校教育法等**の一部が改正された(平成19年4月1日施行)。この省令等の改正により、平成18年からは、小・中学校における通級による指導が弾力化され、**新たに「学習障害者」及び「注意欠陥多動性障害者」が対象に加えられた**。同時に高機能自閉症児を含む「自閉症者」が「情緒障害者」から独立した項目として表記された。

引用:『国民衛生の動向』



## Ⅱ．教育に関する心理学⑱

9%

### (1) 教育現場において生じる問題とその背景

ここでは、教育心理学、臨床心理学などの知識や諸原理、方法などを用いて、教育現場において生じる問題とその背景、教育現場における心理社会的課題と必要な支援について、ブループリントの項目に沿って述べていきたい。

# 1. 内発的及び外発的動機づけ

人はどのような時一番頑張ろうという気持ちになるだろうか。逆に、どんな時一生懸命やろうとする気持ちがなくなってしまうのだろうか。いかにして生徒のやる気や意欲を引き出し、学習対象に集中させ、持続させられるかということは教育の場では重要である。

**動機づけとは、何らかの目標に向けて、行動を立ち上げ、方向づけ、持続させ、押し進める力を指している。**

- 1. 内発的動機づけとは**……外側に目標があるのではなく、当人の内的な要因（知りたい、学習したい、好奇心など）による動機づけによって、それ以外に報酬を必要としない動機づけ。
- 2. 外発的動機づけ**……賞罰を用いた動機づけ

## 2. 内発的及び外発的動機づけの功罪

1. ブルーナーは、知的好奇心が内発的動機づけの源泉と考えた。  
**デシ**は金銭的報酬のような外発的報酬を導入すると、人間本来の内発的動機づけが阻害されることを実験で証明した。これを**アンダーマイニング効果**という。
2. **古典的条件づけ**や**オペラント条件づけ**の研究からも知られるように、行動を喚起し、方向づけ、強化するうえで、**賞と罰**の持つ力は大きい。しかし、教育の場では**賞賛と叱責**が大きな問題である。賞賛や叱責は子どもの発達段階、能力、性格などで効果が異なるため、適切なやり方が求められる。

### 3. 自己効力感

「自己効力感」という概念を提唱したのは、**バンデュラ**である。

バンデュラは、「行動は、その行動を行えばよい結果が得られるという予測」に加え、「そのために必要な行動をとることができるという信念」つまり「自信」を伴って初めて実行に移されるという。

彼は、前者の予測を「**結果期待**」、後者の予測を「**自己効力**」と呼んだ。

特に「**自分にはその行為ができる**」という個人の考え方は**自己効力感**と呼ばれ、人の行動選択に重要な役割を果たしている。「結果期待」も「自己効力」も低ければ、人はあきらめやアパシーに陥る。

## 4-1. 原因帰属①

成功や失敗をしたらどのような原因に帰属させるのかという意味で、**原因帰属**と呼ぶ。

例えば、試合に負けたり、定期テストの成績が悪かった時などを考えてみよう。自分の**努力**が足りなかったのか、それともそもそも自分には**能力**がないのか、たまたま**運**が悪かったのか、テストの問題が**いつもより難しかった**からかなどなど、その原因を考えずにはいられないだろう。

その原因をどこに帰属させるかが重要で、努力不足だったと考えたら、次はもっと努力するかもしれないし、そもそも自分には能力がないからだと考えたら、やる気が起きなくなるかもしれない。

このように原因帰属の違いによって、その後の行動が変わってくる。ワイナーらは成功や失敗の原因を次のように2次元4要因に整理した。

## 4-2. 原因帰属②

### 帰属要因の分類

	安定的	変動的
内的	能力	努力
外的	課題の困難さ	運

### 原因帰属の違いが意欲に影響する例

- \* よい成績をとったことを、「能力」に帰属すれば、「自分は能力があるはずだから、次もよい成績が取れるはず。だから勉強も頑張ろう」という気持ちになるだろう。よい成績を「運」に帰属すれば「今回は、たまたま山が当たっただけ。次はうまくいかないかもしれない」という不安な気持ちになって、勉強する意欲が高まらないかもしれない。
- \* 悪い成績の帰属を、自分の「能力」に帰属すれば、子どもは勉強することをあきらめてしまうかもしれない。その結果、勉強しない→成績が落ちる→自分には能力がないのだ→自信を無くす→勉強しないという悪循環の危険がある。
- \* 良い結果も悪い結果も、自分の「努力」に帰属すれば、結果に振り回されにくく、どちらにしてもまた頑張る意欲がわくだろう。

引用：『やさしい教育心理学』有斐閣アルマ

## 5. 適性処遇交互作用

1. ある学習者に対して効果的であった指導法が、別の学習者に対しては効果を示さないことがある。このような現象を**クロンバック**は、「適性処遇交互作用」(ATI)と名付けた。これは、「同じ内容を学習するにしても、最も効果的な学習指導法は個々の学習者の適性によって異なり、その適正に応じた最適な指導法がある」という考え方である。
2. ここでいう**適性**とは、知能、学力、認知スタイル、パーソナリティ、動機づけなど、学習者の属性を含んでおり、**処遇**とは指導法、教材、評価方法、物理的条件、教師の特性などの要因を含んでいる。
3. スノーらの研究によると、対人的に**積極的な学習者**にはコミュニケーションを主とした学習が、対人的に**消極的な学習者**には映像中心の学習が効果的であることが分かった。

引用：『教育心理学エッセンシャルズ』ナカニシヤ出版



# 6. セルフモニタリング

引用：『認知心理学 5 学習と発達』東京大学出版

ある分野で優れた技術や豊かな知識を持ち、並外れた解決能力や成果を出す**エキスパート**たちは、その道では有能さを発揮しており、強い信念とやる気を持っている人たちである。クレーザーとティは、エキスパートの主要な特徴を6項目上げている。

- ①自分の得意分野でのみ優秀さを発揮する。
- ②自分の領域について構造化された優れた知識をたくさん持っている。
- ③仕事が速く正確である。
- ④特定の分野での短期、長期記憶のいずれでも記憶成績がよい。
- ⑤問題の本質的な部分の分析に時間をかける。
- ⑥高い**セルフ・モニタリング**の技術を持っている。

エキスパートたちは、豊富な知識や技術を持っていると同時に、問題解決の手順や方略の使い方についての適切な見通しや、**問題を遂行中の様子を自分でしっかりとモニターできる**のである。  
(中略)モニタリングの能力をはじめとするメタ認知的な知識や技術を持つことで有能になれる。



# 7. セルフモニタリングを活用した指導

1. スカーダマリアとベライターらは、学習者の**モニタリング技術**を使って効果的な作文指導が可能であることを示した。

文章を書くということは、頭に浮かんだことを単に文章にしていけばいいというものではなく、自分が書きたいことは何か、それをいかにして文章にしていくかという修辭的なものがうまく結びついて展開されて行かなければならない。やはり、ここでも熟達した人の場合には、いきなり書き始めるということはしないで、何を書いていくかというプランや書いている過程でも書きたいことを遂行するといった**モニタリング**の技術が有効に発揮されていた。

## 2. 行動療法に基づくセルフモニタリング

行動療法は、問題行動のセルフモニタリングなどの技法を用いて、行動変容の準備性の低い生活習慣に対する働きかけにも応用されている。設定した目標の達成状況を常に**自分でモニタリング**することによって達成状況を自分で判断できるので、好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らす効果がある。

# 8. 学習性無力感

## セリグマンの実験

**セリグマン**は無気力を、努力をしても報われない経験の繰り返しによって生じる現象と考え、  
イヌに人為的に無気力を作り出す実験を試みた。

第1群:自分がどのような行動をとっても逃れることのできない電撃を繰り返し受ける(逃避不可能群)

第2群:パネルを押すと、電撃を止めることができる(逃避可能群)

第3群:電撃を経験しない対象群

このような経験をした24時間後、別の学習課題を行う。この課題は、合図の後、しばらくして床から電撃が来るが、自分の肩位の障壁を飛び越し、隣の部屋に移れば、電撃から逃れられるというものである。

## 9. 無気力も学習できる！

先に「自分で電撃を切ることができたイヌ」(逃避可能群)は、合図があればすぐ隣の部屋に飛び移ることができた。しかし、「自分で電撃を切ることができなかったイヌ」(逃避不可能群)は、自分から何も行動を起こそうとせず、ただじっとうずくまり、電撃を受けていたという。

こうしたイヌは「自分が何か行動することと、自分が望んだ結果との間には何も関係がない」という経験をしてしまったがゆえに、逃れるという自発的な行動がとれず無気力になったのだと、セリグマンは主張した。

## 10. 無気力な子ども＝怠け者？

この立場からすると、学習意欲が低下し、学校場面で無気力になっている子どもは、もともと怠け者ではなく、よい成績を取りたい、わかるようになりたいと思っ**ていても、「自分が勉強することと成績がよくなることや分かるようになることとの間には何も関係がない」**という考え（非随伴性認知）を持っているために、自分から勉強をしようとし**ないだけ**ということになる。

ドゥウェックは、算数嫌いで算数に対してどうせできないと無気力になっていた子どもたちを集め、問題に失敗したのは能力がなかったのではなく、自分の努力が足りなかったからだということを実際に失敗を経験させながら「訓練」を行った。訓練後には失敗してもあきらめず、自分の力を発揮できるようになったという。

引用：『やさしい教育心理学』有斐閣アルマ

# 11. 学級崩壊

**1990年代末頃**から、「**学級崩壊**」という現象が、マスコミを通して盛んに報じられた。児童生徒が教師の指示に従わず、教室内を勝手に動き回り、大声を上げ、自分の好きなことをしている。そのため、授業が成立しない、しかもクラス全体が何か一つのことに集中するということが全くないため、教師の指示や学級の決まりが無視され、暴言、暴力が頻発する。教師と子ども、子ども同士のつながりが切れて、協同生活を行う教室のルールが壊れている状態。

参考：『教育相談・学校精神保健の基礎知識』ナカニシヤ出版

## 12. 学級崩壊はなぜ増えたのか

文部科学省が毎年調査している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」には学級崩壊の項目はない。「生徒指導提要」にも項目がない。

要因の一つとして、小学校における**校内暴力の増加**が考えられる。文部科学省の発表によると、平成28年度の暴力行為の発生件数は、小学校22,841件、中学校30,148件、高等学校6,455件である。**小学校のみ前年より5700件増加している**。出席停止の措置は小学校4件、中学校14件。内訳は、対教師暴力12件、生徒間暴力5件であった。このことから、小学校において深刻な校内暴力があることがうかがえる。

資料・文部省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

# 13. 不登校・いじめ・非行 参考資料

## 1. 生徒指導提要

生徒指導提要とは、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの。

(文部科学省平成22年3月作成)。

## 2. 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(平成30年2月発表 文部科学省)



# 14. 不登校

## 不登校の定義とこれまでの変遷過程

### 1. 文部科学省の定義

「何らかの**心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景**により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること**(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)**」

### 2. これまでの変遷

- 学校恐怖症・・・昭和30年代半ばごろより問題となり始めた。
- 登校拒否・・・欠席する人数の増加とともに教育問題となり、名称を変えることとなった。
- **不登校**・・・平成に入り、いじめや発達障害、児童虐待などが背景にあるケースなど、多様化が進んでいる。また、不登校は誰にでも起こるものと捉え、広く学校に行けない**状態**を指すものとして「不登校」という名称が現在 使われている。



# 15-1. 不登校に対する基本的な考え方①

## 1. 不登校解決の最終目標は社会的自立

不登校の解決に当たっては、「心の問題」とのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえることが大切である。

## 2. 不登校を見極め適切に対処するために必要な連携ネットワーク

教育センターや教育支援センター、児童相談所、民間施設やNPO等とも積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たることが大切である。

## 3. すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して

特に、入学、進学など、成長の節目においては学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮が求められる。

## 15-1. 不登校に対する基本的な考え方②

### 4. 関係を構築しつつ、適切な働きかけやかかわることの大切さ

待つのみでなく、不登校児童生徒の状態をアセスメントした上で、適切な働きかけやかかわりを持つことが必要。

### 5. 保護者を支え、家庭の教育力を充実させる

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安は大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすことがある。こうした保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対しても適切な働きかけや支援を行う。保護者に対し、担任や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したり、適時適切な対応が求められている。

# 16. 小・中学校の長期欠席（不登校等）の状況

## 1. 小・中学校における長期欠席者数（年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）

小学校67,093人、中学校139,200人、全体では**206,293人**、高等学校**79,391人**

### ・このうち、不登校児童生徒数

小学校30,448人、中学校103,235人、全体では**133,683人** 高等学校**48,565人**

## 2. 不登校の要因（構成比）

・「学校における人間関係」に課題を抱えている。	小学校 13.2%	中学校 17.9%
・「あそび・非行」の傾向がある。	小学校 0.9%	中学校 6.0%
・「無気力」の傾向がある。	小学校 <b>28.8%</b>	中学校 <b>30.8%</b>
・「不安」の傾向がある。	小学校 <b>34.0%</b>	中学校 <b>30.4%</b>
・「その他」	小学校 <u>23.0%</u>	中学校 14.9%

# 17. 義務教育段階における普通教育に相当する教育の機 会の確保等に関する法律「教育機会確保法」の目的

## 目的

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進する。

※学校復帰を前提とした従来の不登校対策を転換し、不登校の子どもに学校以外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律。(引用:朝日新聞解説)

※小学校・中学校における不登校の児童生徒が使いやすい民間のフリースクールや公立の教育支援センターなど、学校以外の教育機会を確保するため、不登校の子どもの支援を国・自治体の責務として行うように定めた法律で、2017年2月に完全施行された。

# 18. 「教育機会確保法」の理念

## 基本理念

1. 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、学校における環境の整備
2. 登校児童生が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
3. 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
4. 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者に意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等に関わりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上。
5. 国、地方公共団体、民間団体等との密接な連携

# 19. いじめの定義と認知件数

## 1. 文部科学省の定義(平成18年度変更)

**「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」**

引用「生徒指導提要」

※いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒がいじめを認知しやすいようにした。

## 2. 28年度のいじめの認知件数

小学校 237,256件(前年度151,692件) 中学校 71,309件(前年度59,502件)

高等学校 12,874件(前年度12,664件) 特別支援学校 1,704件(前年度1,274件)

全体323,143件(前年度225,132件) ※重大事案の発生は396件(前年度314件)

# 20. いじめの発見のきっかけと様態

## 3. いじめの発見のきっかけ

- ・「アンケート調査など学校の取組により発見」 51.5%で最も多い。
- ・「本人からの訴え」 18.1%、
- ・「学級担任が発見」 11.6%

## 4. いじめの様態(構成比)

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。  
小学校61.7%、 中学校65.7% 高校62.0% 特別支援学校51.0%
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  
小学校24.0% 中学校15.3% 高校12.2% 特別支援学校23.1%
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。  
小学校15.6% 中学14.3% 高校14.3% 特別支援学校7.7%
- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう、中傷や嫌なことをされる。  
小学校1.1% 中学校8.0% 高校17.4% 特別支援学校8.1%



# 21. いじめ問題への対応

## 1. いじめの早期発見と早期対応

いじめは許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、日頃から丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努める。

## 2. 組織的対応の進め方

いじめを発見したら、関係者が話し合い、**対応チームを組織**し、指導方針を共通理解したうえで役割分担し迅速な対応を進める。

## 3. いじめ対策としての開発的・予防的生活指導の充実

**いじめは対人関係における問題である**という視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める。

(引用：生活指導提要)



# 22. いじめの対応における懲戒・出席停止制度 適切な運用

## 1. 懲戒

学校教育法第11条において、「**校長および教員**は、教育上必要があると認めるときは、児童、生徒、および学生に懲戒を加えることができる」と規定されている。

**退学**は児童生徒の教育の権利を奪うものであり、**停学**はその権利を一定期間停止するものである。

ただし、退学、停学は義務教育段階では行うことができない。

## 2. 出席停止

公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、

**市町村教育委員会**は、「性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その**保護者に対して、児童の出席停止を命じる**ことができるとしている。

## 23. 「いじめ防止対策推進法」の趣旨

いじめ防止対策推進法は、2013年6月に公布され、同年9月に施行された。

- いじめは全ての児童生徒が被害者にも加害者にもなり得るもので、
- 「どこの学校のどの児童生徒にも起こり得る」との認識に立ちつつ、
- しかし、このいじめは「児童生徒のかけがえのない尊厳を害するものであり、
- その生命及び尊厳を保持するために、
- 適切かつ最大限のいじめ防止等をすべての学校や地域で実現し確保すること。

**第1条(目的)**この法律は、いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、  
( 中略 ) **いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること**を目的とする。

# 24. 「いじめ防止対策推進法」の概要

## 1. 第2条 (いじめの定義)

この法律において「**いじめ**」を、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2. 学校は、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。
3. 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
4. 雑則の中に学校の評価を行う際、いじめの実態及び措置が適切に行われるよう留意事項が規定された。

# 25. 一定の人間関係についての解釈

引用：『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』 WAVE出版

## 一定の人間関係とは

いじめ行為の被害者と加害者の関係性については、従来から、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題に関する調査」における定義にあるように次のように解釈されている。

- 学校の内外を問わない
- 同じ学校、同じ学級、部活動等当該児童等がかかわっている
- 仲間や集団・塾やスポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団 など

## ※重大事態とは

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余技なくされている疑いがあると認めるとき。(第28条)

# 26. (少年)非行への対応の基礎

引用：生徒指導提要

## 1. 正確な事実の特定

事実確認が不十分なまま教員の思い込みで指導しない。

## 2. 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

指導を行う際には、本人や関係者の言い分をきちんと聞き取ることが必要。その言い分や指導の内容について、その言い分を正確に時系列を追って記録しておくこと。

## 3. 非行の背景を考えた指導

特に、児童虐待を受けた場合や発達面での課題がある児童生徒など、関係機関との連携を視野に入れた対応を検討する。

## 4. 被害者を念頭に置いた指導

加害者の指導だけでなく、被害者の気持ちを知ったり、その損傷の回復も念頭において指導する。

## (2) 学校現場における心理社会的課題と必要な支援

### 1. 学業不振

#### 1. 学業不振とは

**成績が著しく低い場合**をさし、これは次のような2種類に分けられる。

①**絶対的学業不振**・・・教育目標や集団の基準からみて学業成績が相当程度低い場合。

②**相対的学業不振**・・・知能の水準と比較して学業成績が相当程度低い場合。

このような児童生徒を**アンダーアチーバー**という。

引用：『教育心理学』 培風館

## 2. 相対的学業不振(アンダーアチーバー)とは

相対的学業不振は成就指数、成就値で表すことができる。

$$\begin{aligned}\text{①成就指数} &= \text{教育年齢} / \text{精神年齢} \times 100 \\ &= \text{教育指数} / \text{知能指数} \times 100 \\ &= \text{学力偏差値} / \text{知能偏差値} \times 100\end{aligned}$$

$$\text{②成就値} = \text{学力偏差値} - \text{知能偏差値}$$

成就指数が75%～80%以下、成就値が-10以下をアンダーアチーバーと呼ぶ。



# 3. 学業の達成を妨げる要因

## 学業の達成を妨げる要因

- 学習内容や方法が不適切
- 学習に対する興味関心が低い
- 学習習慣の欠如
- 健康状態、発達の遅れ
- 教師や友人関係の影響
- 生活リズムの崩壊 等

※本人の知的能力以外のところにどのような要因があるか、それらをよく精査して、学業達成の障害要因を除去することで、本来の学業達成を期待することができる。

## 4. 学習不振児の指導

1. 学業不振の実態を具体的に把握する。
2. その原因をつきとめ、
3. それの除去や克服によって、その学年の児童・生徒に期待される学力水準まで回復させる。
4. 学業不振の原因が、地域や家庭、学校にある場合は、環境の整備も重要である。
5. 児童・生徒への働きかけによって、彼ら自身が克服への方向を獲得するよう支援する。
6. 授業では、適切な課題を提出し、学級集団の励まし合いの中で、自信・意欲・学力が回復できるよう支援する。

引用：『教育心理学』日本文化科学社

# 5. スクールカウンセリングとは

## 1. スクールカウンセリングとは

引用：文部科学省資料(抜粋)

**児童生徒の心理的な発達援助する活動**であり、「心の教育」や「生きる力」を育てるなどの学校教育目標と同じ目的を持つ活動である。学校生活の場で行われるため、日常生活の中で、随時、実施する機会がある。また、個人へのアプローチだけでなく、授業、学校の取り組みなど、多様なアプローチが可能である。

## 2. 学校心理学とは

引用：公認心理師現認者講習会テキスト

- 学校心理学は**心理教育的援助サービスの理論と実践**の体系である。心理教育的援助サービスは、一人ひとりの子どもの発達の過程や学校生活で出会う問題の状況・危機状況の対応を援助する活動である。(石隈)
- 子どもはトータルな存在**であり、子どもの困りや悩みは**複合的に起こるものである**ととらえた上で、心理・社会面及び学習面、進路面、健康面などに焦点を当てながら多角的に行われる。心理教育的援助サービスは、教師、スクールカウンセラー・保護者が**チーム**で行う。

# 6. 3段階の心理教育的援助サービス

## 1) 1次的援助サービス

引用：公認心理師現認者講習会テキスト

**「すべての子ども」を対象**に行う、発達促進的、予防的な援助サービス。ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処のワーク、自殺予防プログラムなどの心の健康教育、「できる・わかる」授業づくりなどがある。

## 2) 二次的援助サービス

登校しぶり、学習意欲の低下、学級での孤立など、学校生活で苦戦し始めている、あるいは転校生など苦戦している可能性の高い**「一部の子ども」**の援助ニーズに応じる援助サービス。早期発見とタイムリーな対応がカギとなる。教師・保護者らと援助を行う。

## 3) 三次的援助サービス

不登校、いじめ、非行、虐待などの問題状況により、**「特別な援助ニーズを持つ「特定の子ども」**への援助サービス。それぞれの子どもの問題状況について心理的アセスメントを行い、具体的な援助法を組み立てながら問題の解決に当たる。その際、多職種チーム援助が必要になる。

# 7-1. スクールカウンセリングの特徴①

引用：『公認心理師現認者講習会テキスト』  
文部科学省

(1) 教育モデルによるカウンセリングである。

問題を抱えている児童生徒とかかわり、児童生徒の問題を**解決する力を引き出す**ことを援助する教育モデルである。

(2) 開発的・予防的・問題解決的援助的カウンセリングである。

児童生徒の援助を**3つの段階に分けて**援助を行うことができる。

## 7-2. スクールカウンセリングの特徴②

### (3) 学校教育現場・日常生活の場で行われる。

放課後、行事や授業など学校生活の場・**日常生活の場**で行われる。様々な場面を利用し、児童生徒の自己管理や他者理解を深めさせ、自己コントロール力や対処スキルを向上させることができる。

### (4) 多様なアプローチが可能

授業、学級経営、学校全体の取り組み、家族や友人への働きかけなど**様々なアプローチ**を**総合的に実施**することで、相乗的な効果を引き出すことができる。

### (5) チームによる支援

学校カウンセリングの特徴は、**チームによる支援**である。学校全体で、あるいはいろいろな人とチームを組み、集団の知を活用し、学校全体が一貫性のある関わりをすることで、多くの問題を解決できる。

# 8. 教育関係者へのコンサルテーション・アセスメント (スクールカウンセラーの立場から)

引用：文部科学省

## 1. スクールカウンセラーの業務

スクールカウンセラーは、その最も中心的な業務として面接(相談面接)を行わなければならない。

この相談面接にはカウンセリングとコンサルテーションがある。

特にコンサルテーションや協議では複数の相手と面接する場合も多いので、そのような形態にも慣れておかねばならない。

コンサルテーションは、あるケースについて、その見方、取り扱い方、かかわり方などを検討し、適格なコメント、アドバイスなどを行う。カウンセリングよりも指示的な意味合いが強く、したがって対象に対する何らかの見方、意見、コメントなどを、コンサルタントであるカウンセラーが提示しなくてはならない。



# 9. コンサルテーションの具体的な例

## 1. コンサルテーションの具体的な例

- 不登校をどう理解するか、及びそれへの対応の仕方、
- 生徒指導上の問題理解の仕方、及びそれへの対応の仕方
- 災害、事件、事故などへの危機対応、心のケア・PPTSDの理解・対応の仕方
- 学級・学年、学校が崩壊状態になっている場合のその事態の理解や対処の仕方
- 虐待の理解の仕方、被虐待児への対処の仕方 など

### ※協議(カンファレンス)とは、

ある事例に関して、関係者がそれぞれの立場から現状報告や関わりの状況の報告をして、情報を共有し、その事例のそれ以降の解決に向けた対処の方向を話し合う。

# 10. アセスメント(見立て)とは

引用:生徒指導提要

**「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例(事象)の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするものである。硬直している状態をいったん本人や家族の視点に立ってみることで、本人や家族のニーズを理解することもできる。**

アセスメントとは、「ある問題について意思決定するためにその問題に関係する情報を収集し、分析するプロセス」(石隈)

# 11. (例) 暴力行為のアセスメント

引用：生徒指導提要

アセスメントを行うに当たっては、**校内で組織的対応を行うことが重要**である。

例えば、暴力行為には、次のような要因が考えられる。

- 思春期の心理
- 発達課題
- 児童虐待や薬物の影響
- 友人関係 など

その理解により指導方法が異なるので、要因を情報に基づいて的確に明らかにすることなどが重要である。

# 12-1. チーム学校とは

## 「チーム学校」の具体的改善方策①

引用：公認心理師現認者講習会テキスト

2015年(平成27年)12月、中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」が出され、学校や学校組織の在り方について改善し、児童生徒の学力などの多様な能力を効果的に高めていくことが提案された(文部科学省)。そして「チーム学校」の具体的な改善方策として、以下の3点があげられている。

### ①専門性に基づくチーム体制の構築

第一ステップは、**教職員の指導体制の充実**、第二ステップは、**教員以外の専門スタッフの参画**、第三ステップは**地域との連携体制の整備**である。

# 12-2「チーム学校」の具体的改善方策②

## ②学校のマネジメント機能の強化

学校が家庭、地域と連携・協力して一つのチームとして機能するためには、**校長のリーダーシップ**が重要である。チーム学校においては管理職がスクールカウンセラーの上司となり、適切な報告が求められる。また、心理学の専門家として子どもの援助に関わる学校教育のマネジメントにも貢献できる。

## ③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

人材育成や業務環境の改善等の取組を進める。また、保護者や地域からの要望などに対する対処等で教育委員会など、**教職員の働く環境の整備**が重要となるとしている。

※2017(平成29)年より、学校教育法施行規則によって、新たにスクールカウンセラーが学校の専門スタッフとして規定されたので、学校教育の向上に貢献することが期待される。

# 13. 学生相談とは

## 学生相談とは

大学教職員が学生に対して行う学生支援の中の専門的機能の一つであり、臨床心理学やカウンセリングの理論を学び、対人援助のトレーニングを受けた**専門家が行う心理教育的実践**である。

今日の学生相談の活動内容は、学生に対する個別カウンセリングに限らず、教職員や学生の家族に助言を行うコンサルテーション、学生の成長発達の促進、問題を未然に防止するための心理教育プログラムの提供、さらには、学生が関与する事件や事故への危機介入と心理ケア、ハラスメント相談などに携わる機会も少なくない。

引用：岩田敦子「学生相談から見た大学生の変化」

# 14. 学生相談の形態と相談の内容

引用：文部科学省資料「大学における学生生活の充実方策について」(報告)より抜粋

## 1. 学生相談機関の形態

- 保健管理センター、健康相談室など、身体的な健康面も含めた組織で対応している場合
- 学生相談室、学生相談センター、心理相談室、カウンセリングセンターなど心理面に特化した組織で対応している場合。
- 学生センター、学生生活センターなど学生生活全般に関する部門で対応している場合など

## 2. 相談の内容

- 休・退学、転学部・学科、単位取得、留学などの就学相談
- 奨学金や学費などの経済的問題や住居に関する相談
- 精神・心理的な悩みに関する相談
- 身体的な健康に関する相談
- サークルやボランティアなどの正課外活動に関する相談 など



# Ⅲ. 予想問題

平成26年度臨床心理士資格試験問題

問題1. 次の学習に関する用語とそれに関連する人物の組み合わせの中から、正しいものを一つ選びなさい。

- a 学習性無力感…………… Bandura, A.
- b モデリング…………… Seligman, M.E.P.
- c 効果の法則…………… Thorndike, E.
- d 実験神経症…………… Tolman, E.C.
- e 新行動主義…………… Pavlov, I.P.

## 問題2. 次の文章の空欄〔A B C D〕に下の語句から選んで記号を入れなさい。

平成27年度臨床心理士資格試験問題(一部改編)

Deci, E. L. (デン)の実験によれば、〈 A 〉に動機づけられた面白いパズルに取り組む参加者は、パズルを解くことに〈 B 〉を与えられた場合、動機づけは変化し、パズルへの取り組み時間が〈 C 〉なる。これを〈 D 〉と呼ぶ。

### 語句

1. 内発的
2. 外発的
3. 金銭的報酬
4. 言語的報酬
5. 短く
6. 長く
7. アンダーマイニング効果
8. 心理的リアクタンス

### 解答欄

A 〈           〉 B 〈           〉 C 〈           〉 D 〈           〉

問題3. いじめ防止対策推進法に関する記述のうち、正しいものの組み合わせをしたのa～eの中から一つ選びなさい。

平成28年度臨床心理士資格試験問題

- A. 学校は、教員で構成されるいじめ防止対策のための組織を置くものとされている。
- B. 保護者は、子どもがいじめられることのないよう指導しなければならない。
- C. 子ども自身に対しては、いじめの禁止が規定されている。
- D. いじめによる「重大事態」には、長期欠席も含まれる。

(組み合わせ)

- a.   A    B
- b.   A    C
- c.   B    C
- d.   B    D
- e.   C    D

問題4. 平成28年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に関する調査の中でいじめについて、次の問いに答えなさい。  
(オリジナル)

問1 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの内容の第1位はどれか。  
解答欄に記号で記入してください。

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

解答欄 (       )

## 問題5 (事例問題)〔事例J〕

次の事例Jを読んで、問題72～問題73の設問に答えなさい。

平成26年度臨床心理士資格試験問題

【事例J】中学1年男子のJさんは2学期の合唱祭後から不登校となった。母親が、合唱の練習の際に何かがあったのではないかとJさんに尋ねたところ、音程がおかしいとクラス全体からいじめられたと打ち明けた。両親は担任の勧めもあったので、Jさんが不登校になって1週間後に、学校臨床心理士(スクールカウンセラー)との面接にやってきた。

### 問題72(事例問題)

この場面での学校臨床心理士の対応に関する次の記述のうち、適切なものの組み合わせを下のa～eの中から一つ選びなさい。

- A. クラス全体からのいじめを放置した学校への不信感があると判断して、親との面接内容を学校側には伝えないという配慮をした。
- B. 家庭におけるJさんの行動や身体面の変化に留意するように、また、本人がどうしてほしいと感じているかを把握するように、親に助言する。
- C. 「クラス全体からいじめられた」というJさんの話から、被害感の強さに着目し、医療機関への受診を親に提案する。
- D. クラス集団の現状と事実関係の把握が支援の出発点となるので、合唱の練習の際に何かあったかについて、担任と連携しながら明らかにする。

(組み合わせ)

a. A B

b. A C

c. B C

d. B D

e. C D

# 予想問題の解答及び解説①

**問題1** a(×) b(×) c(○) d(×) e(×)

a 学習性無力感はセリグマンらの実験で導き出された理論

b モデリングは社会的学習 の一種で、バンデュラによって提唱された。

c (○) 効果の法則は、ソーンドイクによって提唱されたもので、他の条件が同一ならば、満足状態をもたらすものは強化され、不快をもたらす反応は弱められるとする。彼は学習を成立させる最大の要因は「試行錯誤」であるとした。引用：『教育心理学エッセンシャルズ』ナカニシヤ出版

d 実験神経症はパブロフによって発見された。

e 新行動主義とは単純な刺激(s)と反応(R)の間に生活体(○)の役割を評価する立場で、トールマン、スキナーらが代表。

**問題2** A< 1 > B< 3 > C< 5 > D< 7 >

Ⅱ - 1~2の内発的動機づけを参照してください。

# 予想問題の解答及び解説②

## 問題3 ( e )

- A(×)当該学校の複数の教職員に加え、心理、福祉等に関わる・・・と規定されている  
B(×)第9条に「保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう指導を行う」とある。

## 問題4 ( 1 )

- 全校種にわたって、(1)が第1位！  
※(2)以下は参考まで学校におけるいじめの様態を挙げた。

## 問題5 ( d ) 事例問題の参考例

- A(×)いじめの訴えには事実に基づいた対応が大事。  
C(×)当該生徒の状況を正確にアセスメントし、身体の安全を保障することがまず大事。